

苫小牧工業高等専門学校学生相談室規程

規則第22号

制 定	昭和58年3月19日
全部改正	平成6年4月1日
一部改正	平成11年8月1日
一部改正	平成15年4月1日
一部改正	平成16年4月1日
一部改正	平成25年11月19日
一部改正	平成27年3月10日

(設置)

第1条 この規程は、苫小牧工業高等専門学校（以下「本校」という。）学則第12条の規定に基づき、本校に学生相談室（以下「相談室」という。）を置く。

(目的)

第2条 相談室は、学生の個人的諸問題の相談に応じ、適切な助言及び援助を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 相談室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 学生の修学に関する相談及び助言
- 二 学生の精神衛生上必要な相談、指導及び援助
- 三 学生のハラスメントに起因する苦情相談への対応
- 四 その他学生の個人的な相談に関する助言及び援助
- 五 学生相談の活動に必要な研究及び調査
- 六 前各号の業務に関する資料の保存
- 七 その他学生相談に必要な事項

(構成員)

第4条 相談室には、学生相談室長のほか、カウンセラー及び学生相談室員を置く。

- 2 カウンセラーは、学生相談に関する専門的知識、経験を有する者を、校長が委嘱する。
- 3 学生相談室員は、本校の教員及び看護師のうちから、校長が委嘱した者若干名をもって充てる。
- 4 学生相談室員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の学生相談室員の任期は、前任者の残任期間とする。

(業務の処理)

第5条 学生相談室長は、相談室を総括する。

- 2 カウンセラー及び学生相談室員は、第3条に掲げる業務を処理する。

(運営)

第6条 学生相談室長は、相談室の運営に当たっては、必要に応じ、各副校長と緊密な連携を図るものとする。

(秘密の保持)

第7条 相談室の構成員（以下「相談室構成員」という。）は、業務上知り得た個人的な事項については、その秘密を他に漏らしてはならない。

(相談室への連絡)

第8条 相談室構成員以外の教職員は、相談室の助言及び援助が必要と思われる学生を認めるときは、速やかに相談室構成員に連絡するものとする。

(相談室の事務)

第9条 相談室の事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、相談室の運営に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行日において、相談室員の半数の任期は、第6条の規定にかかわらず、平成9年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成11年8月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年11月19日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。